平成２３年（フ）第１１号
沖縄県石垣市浜崎町２丁目３番地４　たもとハイツ202号
債務者　瓦　真佐作（旧姓儀間）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第１０号
青森県八戸市湊高台５丁目22番15号　グリンパーク湊高台Ⅳ
債務者　福田　郁代
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
福島県郡山市安積町荒井字鎗ヶ池１番地の55県営住宅12棟008号
債務者　関根　智美
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
神奈川県横須賀市佐島１丁目22番16号
債務者　田浦友希予
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第７７号
神戸市長田区高取山町１丁目12番４号
債務者　福田　健二
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８号
神戸市長田区高取山町１丁目12番４号
債務者　福田　久美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５号
神戸市兵庫区荒田町４丁目26番２号荒四湊川マンション206号、従前の住所神戸市北区緑町２丁目１番35号
債務者　為久　政秋
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６６号
神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石６番地の４サンヴェール須磨妙法寺513号
債務者　瀬川美智子（旧姓杉浦）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８７号
神戸市北区緑町７丁目10番５号
債務者　山嵜美千代
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９２号
神戸市兵庫区小河通２丁目２番26号ハイツ小河通103号室
債務者　藤野　　淳
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９３号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番８―302号
債務者　廣内　　猛
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４０号
兵庫県明石市東仲ノ町３番43―1102号
債務者　恵谷　昌浩
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
神戸市西区中野１丁目15番地の７
債務者　西森　　幸
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
神戸市西区北山台３丁目５番26号
債務者　前田　敬子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
神戸市西区南別府４丁目316番地の１　フローラルコート108号
債務者　安田　　香
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
兵庫県明石市魚住町清水1041番地の２、旧住所兵庫県明石市魚住町住吉１丁目14番13号ベルトピア西明石Ⅲ―301号
債務者　遠藤　　渚（旧姓藤村）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２号
和歌山県日高郡印南町大字丹生187番地
債務者　湯川　直樹
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
和歌山地方裁判所御坊支部